

3. シンガポール

3.1. 地理的表示を保護する制度

シンガポールでは地理的表示の保護は、①地理的表示法に基づく制度、②商標法に基づく団体商標/証明商標の保護制度、③詐称通用に対するコモンローに基づく保護制度、の 3 制度が併存している。

シンガポールは TRIPS 協定に基づく地理的表示保護を含む国際的なルールに即した知的財産保護制度を整えるため、1998 年に地理的表示法を制定するとともに、商標法を改正して団体商標/証明商標の保護とぶどう酒・蒸留酒の地理的表示に対する追加的保護を導入している。また、シンガポールは英米法系に属し、判例法であるコモンローに基づく法治体系となっており、地理的表示の侵犯行為は詐称通用にあたることから、地理的表示はコモンローによっても保護されている（日本の不正競争防止法に類する）。地理的表示については、知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore）が管轄する。地理的表示について専用のロゴマークは存在していない。

外国の地理的表示についてもこれらの制度に基づき保護を受けることができる。

表 16 シンガポールの地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・ 主な関連規則等	日本からの登録
地理的表示法に基づく保護		無し	地理的表示法 地理的表示規則	○ 登録が無くても一定 の保護有り
商標法に基づく団体商標/ 証明商標の保護	知的財産庁	無し	商標法 商標規則 商標国際登録規則	○
コモンローに基づく詐称通 用からの保護		-	コモンロー	- (登録制度ではない)

以下、それぞれの制度の概要を記す。

(1) 地理的表示法による地理的表示保護制度

シンガポールは 1998 年に現行の地理的表示法の前身となる旧地理的表示法を制定した。旧地理的表示法は、地理的表示の保護について規定したもので、シンガポール独自の登録制度は設けていなかった。

2010 年から開始した EU・シンガポール自由貿易協定（EUSFTA）の交渉が 2014 年 10 月に大筋合意に至る過程で、シンガポールは協定の発効に備えて新しい地理的表示法を 2014 年 5 月に制定し、同法において、地理的表示の登録制度が創設されることになった。しかし、欧州議会の承認手続きが遅れ、ようやく 2018 年 10 月に EUSFTA に双方が署名するに至った。これに伴い、新地理的表示法は 2019 年 4 月

1 日より施行され、登録制度の運用が開始されている⁷⁶。

新法は地理的表示を「(a) 当該地域が適格国⁷⁷または適格国の圏域若しくは地方であり、(b) 商品の持つ品質、社会的評価、またはその他の特性が本質的にその産地に帰せられるものである、との前提の下で、商品が特定地域の原産であると識別するために商業上使用される任意の表示」と定義しており、旧法と同じく、登録していない場合でも、法律に示された左記の概念を満たせば、保護を与える⁷⁸。未登録の產品には、TRIPS 協定に従い、基礎レベルの保護に加え、ぶどう酒及び蒸留酒について追加的保護（真正の原産地が表示される場合または地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは当該產品の原産地について「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴っていても、使用を排除できる）を与える二段階の保護制度となっている。

新地理的表示法では新たに、附則で定める 14 種の食品、酒類及び農産物⁷⁹について、地理的表示の登録制度を設け、同法に基づき登録された地理的表示產品は、追加的保護を享受できるとした [地理的表示法 第 4 条(6)]⁸⁰。

**表 17 シンガポールの地理的表示法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)**

- 地理的表示法 (Geographical Indications Act 2014)⁸¹ (2014 年 5 月 19 日制定、2019 年 4 月 1 日施行)
- 地理的表示規則 (Geographical Indications Rules 2019)⁸² (2019 年 4 月 1 日施行)

(2) 商標法における地理的表示保護制度

シンガポールでは 1998 年に旧商標法（1938 年制定）が廃止となり、新商標法が制定された。新商標法で、団体商標・証明商標制度が導入されたほか、ぶどう酒・蒸留酒の地理的表示に対する追加的保護が明記された。商標法はその後何度かの改正を経て、最新版は 2019 年 4 月 1 日改正のものとなっている。

商標法において、地理的表示については地理的表示法に従うとされており、新地理的表示法の施行に伴って商標法も一部改訂されている。（例えば、地理的表示法に基づき登録された地理的表示については、出願された商標が、地理的表示を含む場合（「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴う場合を含む）には、登録されない。）

商標法（2019 年 11 月 21 日）においては、団体商標・証明商標について、地理的起源を示すための標

⁷⁶ 2019 年 4 月 1 日より施行しており、登録制度の運用も開始されているが、一部条項については 2019 年 7 月時点で未発効。

⁷⁷ 適格国とは、(a)世界貿易機関の加盟国、(b)パリ条約の加盟国、または(c)第 83 条の下で大臣が適格国として指定した国/地域

⁷⁸ 実際に、同法に基づき司法救済を求める場合には、当該地理的表示產品が同法の地理的表示の概念を満たしていると裁判所が判断しなければいけないが、現在までのところ、シンガポールで地理的表示の概念を満たすための詳細な要件についての論争は見られない。

⁷⁹ ワイン、蒸留酒、ビール、チーズ、肉・肉製品、水産物、食用油、非食用油、果物、野菜、香辛料及び調味料、菓子及び焼き菓子、花卉及び花の一部、天然ゴム

⁸⁰ 地理的表示法第 4 条 (6) は 2019 年 7 月 8 日時点で未発効。

⁸¹ 原文：<https://sso.agc.gov.sg/Act/GIA2014>

日本語訳：付属資料参照

⁸² 原文：<https://sso.agc.gov.sg/SL/GIA2014-S125-2019?DocDate=20190301>

章の登録が可能とされている。ただし、地理的名称を使用する正当な資格のある人による標章の使用・表示については禁止する権利が無いと示されている。

なお、ぶどう酒・蒸留酒については、出願された商標が地理的表示を含む場合（「種類」「型」「様式」「模倣品」等の表現を伴う場合を含む）には、登録されないと明記されており[商標法 7 条(7)(8)]、TRIPS 協定に基づいたぶどう酒・蒸留酒の追加的保護への配慮が含まれている。

**表 18 シンガポールの商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)**

- 商標法 (Trade Marks Act (Chapter 332))⁸³ (1998 年 12 月 11 日制定、最新改正：2019 年 4 月 1 日)
- 商標規則 (Trade Marks Rules)⁸⁴ (1999 年 1 月 15 日制定、最新改正 2019 年 10 月 10 日)
- 商標国際登録規則 (Trade Marks (International Registration) Rules)⁸⁵ (1999 年 1 月 15 日制定、最新改正 2019 年 10 月 10 日)

(3) 証称通用に関する法律 (Law of Passing Off)

シンガポールでは、一般的な証称通用からは、コモンローに基づいて保護される。地理的表示に対する証称通用の適用を主張するにあたって、地理的表示の登録は必要ないが、以下の 3 つの条件が満たされる必要がある。

1. **グッドウィル**：当該地理的表示産品がグッドウィルを有すること。グッドウィルは、シンガポールにおける業務上の社会的評価、社会的評判、及びこれに基づく顧客を惹きつける力と定義される。
2. **不当表示**：第三者が、商品をあたかも当該地理的産品を原産地とする産品であるかのように、公衆に不当表示していること。（なお、表示が「～的」、「～型」、「～様式」、「模倣品」等の表現を伴っていて、消費者を誤認させるおそれがないと相手方が主張する場合には、不当表示の証明が難しい場合がある。）
3. **損害**：不当表示によって地理的表示の権利者に損害が生じる恐れがあることが証明できること。損害と認定される形態には、金銭的損失、評判の失墜またはグッドウィルの毀損が含まれる。

⁸³ 原文 (Informal Consolidation–version in force from 21/11/2019) :

https://sso.agc.gov.sg/Act/TMA1998?ViewType=Pdf&_=_20191224170713

2016 年 6 月 10 日版 日本語訳：<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/singapore-shouhyou.pdf>

⁸⁴ 原文：<https://sso.agc.gov.sg/SL/TMA1998-R1>

日本語訳：https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/singapore-shouhyou_kisoku.pdf

⁸⁵ 原文：<https://sso.agc.gov.sg/SL/TMA1998-R3>

日本語訳：https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/singapore-s_touroku_kisoku.pdf

地理的表示と商標の関係

シンガポールでは地理的表示法と商標法/コモンローによる保護の並存が認められているが、地理的表示法と商標法はいずれも、先制使用主義をとっている。すなわち、最初に地理的表示/商標を使用した者が優先的に権利を保持する。

地理的表示法に基づき、地理的表示が、先商標若しくは公知の標章と同一若しくは類似している場合、登録を拒絶される（地理的表示法第 41 条(4)・(6)）。理論上は、商標若しくは公知の標章を誠実に使用していた商標/標章権利者は、地理的表示法に基づく地理的表示登録に異議申立することができる。

同様に、商標法に基づき、新しく出願された商標が、既に登録された地理的表示を含むか、若しくは既に登録された地理的表示で構成されているにも関わらず、当該地理的表示の条件に基づかない商品に使用されることが意図されている場合、商標は拒絶される可能性がある（商標法第 7 条(10A)）。この制限は登録されていないぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示産品にも適用される。（商標法第 7 条(7)）。しかしながら、(a) 問題となっている地理的表示登録のための出願日以前から、若しくは(b) 問題となっている地理的表示の原産国で保護される前から、出願人により標章が継続して誠実に使われている場合、商標法は商標の登録を許可する。

地理的表示が商標法と地理的表示法の両方で保護される現行制度の下では、異なる所有者が、地理的表示法/商標法に基づき、それぞれ異なる権利を持つリスクがある。地理的表示法に基づき権利を行使している地理的表示所有者に対して、商標侵害訴訟はできず、商標法/コモンローに基づき権利を行使している商標所有者に対して、地理的表示侵害訴訟を起こすことはできない。

3.2. 登録の要件・手続・費用

各法に基づく地理的表示の登録要件には、下表のような違いがある。日本の地理的表示登録生産者団体が、シンガポールでの地理的表示登録を望む場合、地理的表示法に基づく地理的表示及び商標法に基づく団体商標の申請が可能である。

表 19 シンガポールの地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
地理的表示法	地理的表示	○ (登録が無くても一定の保護有り)	生産者・生産者団体・所管官庁(個人でも可)	原産国での保護必須	14種類の食品・酒類及び農産物	10年(更新可)
商標法	団体商標	○	商品・サービスを提供する会員で構成される団体	制限無し	商品・サービス	10年(更新可)
	証明商標	○	商品・サービスを証明する資格を有する者	制限無し	商品・サービス	10年(更新可)

3.2.1. 登録要件

(1) 地理的表示法に基づく地理的表示產品登録制度

地理的表示法においては、地理的表示の登録は無くても、地理的表示に対して保護が与えられる。未登録の場合は、基礎レベルの保護に加えて、ぶどう酒及び蒸留酒についてより追加的保護が与えられる二段階の保護制度。

地理的表示法に基づき登録した產品については、ぶどう酒及び蒸留酒以外についても追加的保護が与えられる。

登録対象（法第2条）

地理的表示法附則で定める 14 種類の食品、酒類及び農産物のみが、地理的表示法の下での登録適格性を有する。

地理的表示登録ができる產品：

- | | | | |
|---------|------------|-------------|-------------|
| 1. ぶどう酒 | 5. 肉および肉製品 | 9. 果物 | 13. 花卉/花の一部 |
| 2. 蒸留酒 | 6. 水産物 | 10. 野菜 | 14. 天然ゴム |
| 3. ビール | 7. 食用油 | 11. 香辛料/調味料 | |
| 4. チーズ | 8. 非食用油 | 12. 菓子/焼き菓子 | |

品質特性・対象地域等

登録には、以下の条件を満たす必要がある。

- (a) 当該產品が特定の地域に由来することが確認できること
- (b) 当該地域が、適格国（WTO 加盟国、パリ条約加盟国または法務大臣による指名）または適格国の圏域若しくは地方であること
- (c) 商品の品質、社会的評価または他の特性が本質的に当該地域に帰するものであること。

なお、地理的表示法では、以下のとおり、登録適格性を有しない地理的表示についても定めている。

- (a) 上記条件に規定するいかなる基準も満たしていないか、または附属書類に規定する所定のカテゴリーではない場合（地理的表示法第 41 条(a)及び(b))；
- (b) 公共政策または道徳に反する場合（地理的表示法第 41 条(c))；
- (c) 原産国または原産地において保護されていないか、または保護が終了している場合（地理的表示法第 41 条(d))；
- (d) シンガポールにおける何らかの商品の普通名称と同一であって、その商品に関して地理的表示登録が申請されている場合（地理的表示法第 41 条(e))；
- (e) 植物品種または動物品種の名称を含むか、または產品の真正な原産地について消費者を誤認させるおそれがある場合（地理的表示法第 41 条(f))；または
- (f) 既存の地理的表示または周知のマークとの間でコンフリクトを生じる場合（地理的表

示法第 41 条(4),(5),(6)及び(7))。

出願人の要件（法第 38 条）

出願人の要件については以下のとおり規定されている。

- (a) 出願に特定された商品に関して出願に特定された地理的領域において生産者としての活動を行っている者；
- (b) 上記 (a)に挙げた者の団体；または
- (c) 登録を希望する地理的表示に対して責任を有する所管官庁

外国の生産者・団体・所管官庁も申請が可能である⁸⁶。ただし、原産国または原産地において保護されていることが条件となる。

(2) 商標法に基づく団体商標/証明商標登録

商標法に基づき、地理的起源を表示するための団体商標及び証明商標の登録が可能である。

登録対象

対象は商品またはサービスで、種類に特段制限がない。

品質特性・対象地域等

使用を規制する規約を設けてその要件を満たしており、かつ公序良俗または容認された道徳論理に反さない（商標法附則 1、附則 2）、また、商標が公衆を欺瞞するような性質のものは適格性を有しない（商標法第 7 条（4）(b)）と定めるほかは、特段品質特性等に関する規定はない。

団体商標及び証明商標において原産地を表示できるが、特段地域の指定方法等について規定はない。

出願人の要件（商標法附則 1、附則 2）

- 団体商標：出願人は、商品またはサービスを提供する会員で構成される団体でなければならない。なお、商標登録庁はこれについて、「管轄法の規定において自身の名前で財産を所有する法的権限を有する製造者、生産者、サービス供給者またはトレーダーなどが該当する」と説明している。
- 証明商標：出願人は、商標登録の対象とされる商品またはサービスを証明する資格を有する者でなければならない。また、出願人は、当該商品またはサービスの供給を含む業務を行っていないことと。商標登録庁によれば、出願人が既設の貿易組織または行政部門であればこの要件は満たされる。

⁸⁶ 所管官庁は案件によって異なるが、外国の所管官庁による地理的表示登録の申請事例としては、英國環境・食糧・農村地域省による Scotch Whiskey の登録事例がある。

3.2.2. 登録手続

(1) 地理的表示法に基づく地理的表示登録

地理的表示法に基づき地理的表示を登録するには、知的財産庁 地理的表示登録局（Registry of Geographical Indications）に登録申請を行う。円滑に進んだ場合、申請から登録に要する期間は約 9 ヶ月である。登録は 10 年間有効で、その後更新可能である。

出願に当たっては、以下の情報等を含む出願申請書 (Form GI1⁸⁷) を提出する (地理的表示規則 13(1)、48(1)、地理的表示法 第 39 条(1))。

- (a) 登録人の名前、住所、国籍
- (b) 登録人または代理人の連絡先
- (c) 地理的表示、地理的表示が指す地理的領域、及び地理的表示を登録する商品
- (d) 当該商品の品質、社会的評価またはその他の特性、及び当該品質、社会的評価またはその他の特性が原産地にどのように起因しているかの説明
- (e) 当該地理的表示が原産国において地理的表示として認知を得ていることの証拠
- (f) 登録局が定めるその他の特徴事項

登録局は、登録適格性を判断するためにその他の必要情報を追加で要求することができる。例えば、地理的表示が英語以外の場合、英語の音訳と、表記の言語の説明の提出が求められる (地理的表示規則 15)。

登録局は登録適格性と先行する商標・地理的表示との抵触有無についての審査し (地理的表示法 第 43 条)、出願に瑕疵があると判断したときは出願人に対して当該瑕疵を指定期間内に訂正するよう求める (地理的表示規則 16)。全ての瑕疵が修正された後、更なる問題がないと判断した上で、登録局は許可通知を発し (地理的表示規則 25)、地理的表示公報に公開する (地理的表示法第 45 条(1)及び地理的表示規則 25)。

その際、利害関係人は、当該地理的表示の登録に対して公開日から 6 週間以内に異議通知及び法定宣誓書を提出することによって異議を申し立てることができる (地理的表示規則 27(1))。異議申立てがなかった場合、またはすべての異議申立てが出願人に有利に解決した場合、当該地理的表示が登録され、登録証が出願人に発行される (地理的表示法 第 48 条(3))。

地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは次頁図のとおりである。

⁸⁷ https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/Geographical-Indications/Forms/form-gi1---application-to-register-a-geographical-indication.docx?sfvrsn=24497959_2

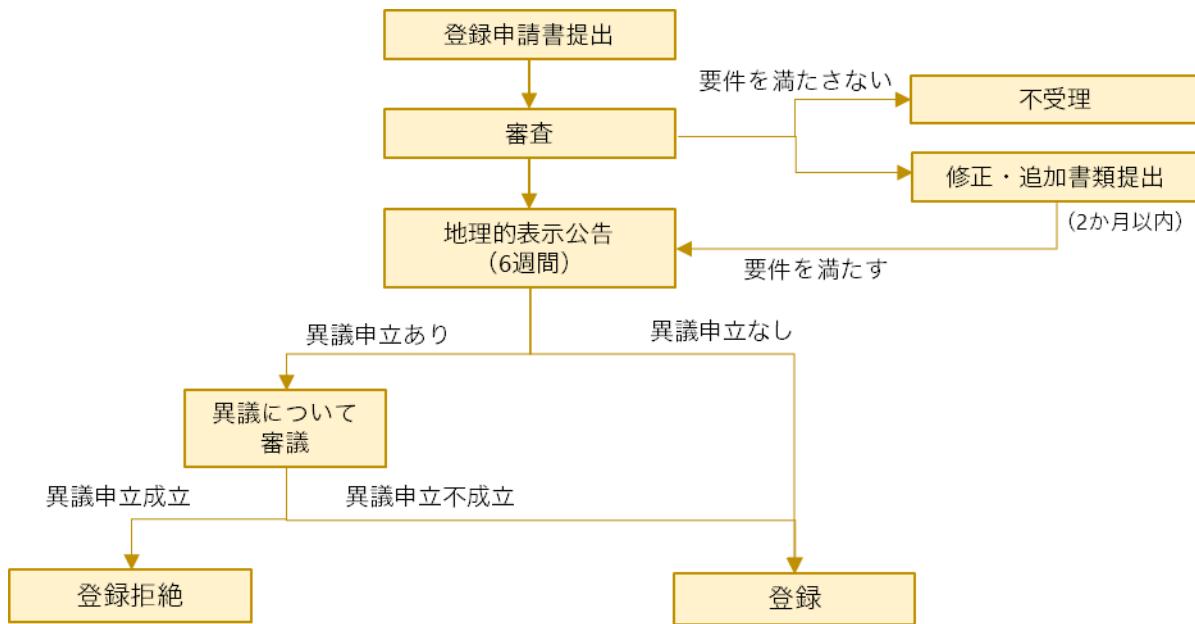


図 12 シンガポールの地理的表示法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

(2) 商標法に基づく団体商標/証明商標登録

団体商標・証明商標の登録手続きは、通常の商標登録と同様である（商標規則 62（1））。出願手続きが円滑に進行した場合、申請から登録までに要する期間は約 9 ヶ月である。

出願に当たっては、以下の情報等を含む出願申請書（Form TM4⁸⁸）を知的財産庁に提出する（商標規則 15）ほか、団体商標・証明商標の使用管理規則を、出願日から 9 ヶ月以内に提出する（商標規則 63）。

- (a) 出願人の名前及び住所
- (b) 出願人が会社である場合は、出願人の法人設立／登記国
- (c) 出願人が自然人である場合は、該出願人の国籍
- (d) 当該出願が対象とする商品及び／またはサービスの記載

出願されると、商標出願はその登録適格性、及び先行する商標との抵触有無についての審査が行われる。出願に瑕疵があると判断された場合は、当該瑕疵の修正を求められる。出願について全ての瑕疵が修正され、当局が商標出願についてさらなる問題が存在しないと判断したとき、登録許可通知が発せられ、地理的表示公報に公開される。公開日から 2 ヶ月以内間の異議申立て期間を経て、異議申立てがなかつたとき、またはすべての異議申立てが出願人に有利に解決したときは、当該商標は登録され、登録証が出願人に発行される。

商標と同様、登録は 10 年間有効で、更新可能である。

団体商標・証明商標の登録手続きの流れを次頁図に示す。

⁸⁸ https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/trade-mark-forms/form-tm4-otc.doc?sfvrsn=77517b59_6

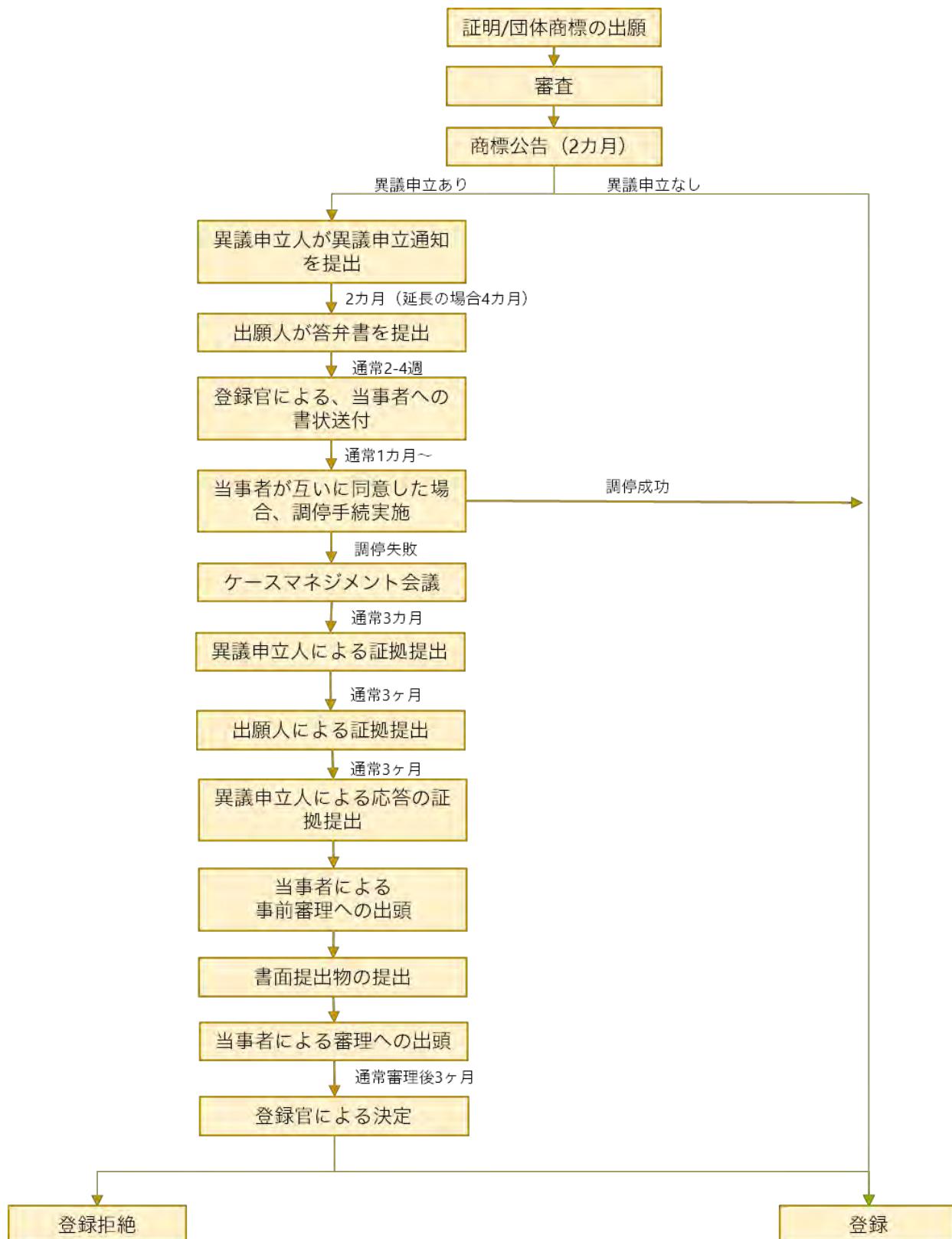


図 13 シンガポールの団体商標・証明商標登録手続きの流れ

3.2.3. 登録費用

(1) 地理的表示法における「登録 GI」

地理的表示法における地理的表示登録のため、1社が参考として挙げた登録申請費用は下表のとおりである。これは出願から登録まで、問題なく進行した場合について適用されるもので、当局が疑問や異議を唱えた場合または第三者が出願に対して異議を申し立てた場合には、これらを処理するためさらなる費用が発生する。

項目	代理人費用（シンガポールドル）	印紙代（シンガポールドル）
出願 （書類若しくは提供した情報の検討が必要な場合、時間に基づき追加費用が発生する）	1,000	1,000
許可通知の確認、地理的表示の公告の報告、登録証の送付	400	なし

(2) 商標法における「団体商標」及び「証明商標」

商標法の下での「団体商標」または「証明商標」のため、1社が参考として挙げた出願費用は下表のとおりである。これは出願から登録まで、問題なく進行した場合について適用されるもので、当局が疑問や異議を唱えた場合または第三者が出願に対して異議を申し立てた場合には、これらを処理するためさらなる費用が発生する。

項目	代理人費用（シンガポールドル）	印紙代（シンガポールドル）
出願 （同じ出願の下、提出した追加区分一つにつき）	500（1区分） 300（同じ出願の下、提出した追加区分一つにつき）	341（1区分につき）
団体若しくは証明商標の使用を管理する規則の草稿及び提出	時間原価 2,000～	340 1商標につき (区分数にかかわらず)
許可通知の確認、商標の公告の報告、登録証の送付	400（1区分） 100（追加区分 1つにつき）	なし